

平成21年度

志摩市財産区会計歳入歳出決算審査意見書

志摩市監査委員



監査第 64 号  
平成22年12月3日

志摩市長 大 口 秀 和 様

志摩市監査委員 山 川 泰 規

志摩市監査委員 森 本 雅 太

平成21年度志摩市財産区会計歳入歳出決算審査意見書の  
提出について

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された平成21年度  
志摩市財産区会計の決算について審査を行った結果、次のとおりその意見  
を提出する。

## 凡 例

1. 文中及び表中に用いる比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入した。  
したがって、構成比等において合計と内訳の合計比率が一致しない場合がある。
2. 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
  - “ △ ” …… マイナス（－）、減少、低下
  - “ — ” …… 該当数値なし、算出不能なもの
  - “ 0.0% ” …… 0または単位未満のもの

# 平成21年度志摩市財産区会計歳入歳出決算審査意見書

## 審査の概要

### 1. 審査の対象

- (1) 平成21年度 浜島財産区会計歳入歳出決算
- (2) 平成21年度 南張財産区会計歳入歳出決算
- (3) 平成21年度 塩屋財産区会計歳入歳出決算
- (4) 平成21年度 迫子財産区会計歳入歳出決算

### 2. 審査の期間

平成22年9月30日から平成22年12月3日

### 3. 審査の実施場所

志摩市役所 監査委員事務局

### 4. 審査の方法

審査に付された歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているか、計数は正確であるかについて関係諸帳簿証書類を審査して確認を行い、あわせて関係職員から説明を聴取して実施した。

### 5. 審査の結果

審査に付された歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、それぞれ審査した結果、決算に関する計数は、いずれも正確であることを確認した。また、予算の執行、経理事務など財務に関する事務の執行についても、おおむね適正に処理されているものと認めた。

以下審査の結果は、次に述べるとおりである。

(1) 歳入・歳出

平成21年度の決算額は、浜島財産区は予算現額 2,938,000 円に対し、歳入決算額 3,667,580 円で歳出決算額は 2,117,415 円となり、歳入歳出差引額は 1,550,165 円となった。

南張財産区は予算現額 2,700,000 円に対し、歳入決算額 911,966 円で歳出決算額は 761,443 円となり、歳入歳出差引額は 150,523 円となっている。

また、塩屋財産区は予算現額 2,544,000 円に対し、歳入決算額 2,175,899 円で歳出決算額は 2,125,769 円となり、歳入歳出差引額は 50,130 円となった。

迫子財産区は予算現額 3,480,000 円に対し、歳入決算額 3,194,177 円で歳出決算額は 2,935,634 円となり、歳入歳出差引額は 258,543 円となっている。

実質収支は4財産区とも黒字となっている。決算状況は、「別表1」のとおりである。

別表 1

単位:円、%

区分 財産区	予算現額 (A)	歳入決算額 (B)	収入率 (B/A)	歳出決算額 (D)	執行率 (D/A)	歳入歳出差引額 (B-D)
浜 島	2,938,000	3,667,580	124.8	2,117,415	72.1	1,550,165
南 張	2,700,000	911,966	33.8	761,443	28.2	150,523
塩 屋	2,544,000	2,175,899	85.5	2,125,769	83.6	50,130
迫 子	3,480,000	3,194,177	91.8	2,935,634	84.4	258,543

6. 収支の状況

(1) 歳入の状況

各財産区の歳入の状況は「別表2」のとおりである。

別表 2

1) 浜島財産区

単位:円、%

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	
						対予算	対調定
21	2,938,000	39,191,657	3,667,580	0	35,524,077	124.8	9.4
20	3,106,000	35,606,902	3,102,325	0	32,504,577	99.9	8.7
差引増減	△ 168,000	3,584,755	565,255	0	3,019,500		

款別収入済額一覧表(前年度比較)

単位:円、%

区 分	21年度		20年度		増減(C) (A-B)	増減率(D) (C/B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
財産収入	1,800,188	49.1	1,803,540	58.1	△ 3,352	△ 0.2
繰越金	167,392	4.6	446,785	14.4	△ 279,393	△ 62.5
諸収入	0	0.0	0	0.0	0	—
繰入金	1,700,000	46.3	852,000	27.5	848,000	99.5
歳入合計	3,667,580	100.0	3,102,325	100.0	565,255	18.2

浜島財産区の主な歳入は、財産収入と基金からの繰入金となっている。

その状況については、予算現額 2,938,000 円に対し収入済額は 3,667,580 円となり、収入率は 124.8%で 729,580 円の増となっている。繰越金は減ったものの基金からの繰入金の増により、前年度の収入済額と比較すると 565,255 円(18.2%)の増となっている。

また、調定額 39,191,657 円に対する収入率は 9.4%となり、収入未済額は 35,524,077 円となっている。

2) 南張財産区

単位:円、%

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	
						対予算	対調定
21	2,700,000	911,966	911,966	0	0	33.8	100.0
20	668,000	667,247	667,247	0	0	99.9	100.0
差引増減	2,032,000	244,719	244,719	0	0		

款別収入済額一覧表(前年度比較)

単位:円、%

区 分	21年度		20年度		増減(C) (A-B)	増減率(D) (C/B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
財産収入	279,921	30.7	304,802	45.7	△ 24,881	△ 8.2
繰越金	132,045	14.5	269,445	40.4	△ 137,400	△ 51.0
諸収入	0	0.0	0	0.0	0	—
繰入金	500,000	54.8	93,000	13.9	407,000	437.6
歳入合計	911,966	100.0	667,247	100.0	244,719	36.7

南張財産区の主な歳入は、財産収入と基金からの繰入金となっている。

その状況については、予算現額 2,700,000 円に対し収入済額は 911,966 円となり、収入率は 33.8%で 1,788,034 円の減となっている。繰越金は減ったものの基金からの繰入金の増により、前年度の収入済額と比較すると 244,719 円 (36.7%) の増となっている。

また、調定額 911,966 円に対する収入率は 100.0%となっている。

### 3) 塩屋財産区

単位:円、%

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	
						対予算	対調定
21	2,544,000	2,175,899	2,175,899	0	0	85.5	100.0
20	3,417,000	3,394,425	3,394,425	0	0	99.3	100.0
差引増減	△ 873,000	△ 1,218,526	△ 1,218,526	0	0		

#### 款別収入済額一覧表(前年度比較)

単位:円、%

区 分	21年度		20年度		増減(C) (A-B)	増減率(D) (C/B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
財産収入	387,278	17.8	676,036	19.9	△ 288,758	△ 42.7
繰越金	188,621	8.7	203,389	6.0	△ 14,768	△ 7.3
諸収入	0	0.0	0	0.0	0	—
繰入金	1,600,000	73.5	2,515,000	74.1	△ 915,000	△ 36.4
歳入合計	2,175,899	100.0	3,394,425	100.0	△ 1,218,526	△ 35.9

塩屋財産区の主な歳入は、財産収入と基金からの繰入金となっている。

その状況については、予算現額 2,544,000 円に対し収入済額は 2,175,899 円となり、収入率は 85.5%で 368,101 円の減となっている。前年度の収入済額と比較すると 1,218,526 円 (35.9%) の減となっている。これは、財産収入の物品売払収入と基金からの繰入金が減ったことによるものである。

また、調定額 2,175,899 円に対する収入率は 100.0%となっている。

#### 4) 迫子財産区

単位:円、%

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	
						対予算	対調定
21	3,480,000	3,194,177	3,194,177	0	0	91.8	100.0
20	3,937,000	3,935,040	3,935,040	0	0	100.0	100.0
差引増減	△ 457,000	△ 740,863	△ 740,863	0	0		

#### 款別収入済額一覧表(前年度比較)

単位:円、%

区 分	21年度		20年度		増減(C) (A-B)	増減率(D) (C/B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
財産収入	1,523,372	47.7	1,946,601	49.5	△ 423,229	△ 21.7
繰越金	212,805	6.7	474,439	12.1	△ 261,634	△ 55.1
諸収入	0	0.0	0	0.0	0	-
繰入金	1,458,000	45.6	1,514,000	38.5	△ 56,000	△ 3.7
歳入合計	3,194,177	100.0	3,935,040	100.0	△ 740,863	△ 18.8

迫子財産区の主な歳入は、財産収入と基金からの繰入金となっている。

その状況については、予算現額 3,480,000 円に対し収入済額は 3,194,177 円となり、収入率 91.8%で 285,823 円の減となっている。前年度の収入済額と比較すると 740,863 円(18.8%)の減となっている。これは、財産収入と繰越金が減ったことによるものである。

また、調定額 3,194,177 円に対する収入率は 100.0%となっている。

#### (2) 歳出の状況

歳出の状況は「別表3」のとおりである。

#### 別表 3

#### 1) 浜島財産区

単位:円、%

区分 年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
21	2,938,000	2,117,415	0	820,585	72.1
20	3,106,000	2,934,933	0	171,067	94.5
差引増減	△ 168,000	△ 817,518	0	649,518	

款別支出済額一覧表(前年度比較)

単位:円、%

区分	21年度		20年度		増減(C) (A-B)	増減率(D) (C/B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
議会費	1,369,325	64.7	1,443,620	49.2	△ 74,295	△ 5.1
総務費	668,090	31.5	977,194	33.3	△ 309,104	△ 31.6
諸支出金	80,000	3.8	514,119	17.5	△ 434,119	△ 84.4
予備費	0	0.0	0	0.0	0	—
歳出合計	2,117,415	100.0	2,934,933	100.0	△ 817,518	△ 27.9

浜島財産区の主な歳出は議会費と総務費となっている。

その状況については、予算現額 2,938,000 円に対し支出済額は 2,117,415 円で、執行率は 72.1%となっている。

総務費のうち区用地除草委託料と諸支出金のうち一般会計繰出金が減少しており、前年度の支出済額と比較すると、817,518 円(27.9%)の減となっている。

2) 南張財産区

単位:円、%

区分 年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
21	2,700,000	761,443	0	1,938,557	28.2
20	668,000	535,202	0	132,798	80.1
差引増減	2,032,000	226,241	0	1,805,759	

款別支出済額一覧表(前年度比較)

単位:円、%

区分	21年度		20年度		増減(C) (A-B)	増減率(D) (C/B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
議会費	161,107	21.1	266,370	49.8	△ 105,263	△ 39.5
総務費	183,337	24.1	201,832	37.7	△ 18,495	△ 9.2
諸支出金	416,999	54.8	67,000	12.5	349,999	522.4
予備費	0	0.0	0	0.0	0	—
歳出合計	761,443	100.0	535,202	100.0	226,241	42.3

南張財産区の主な歳出は総務費と諸支出金となっている。

その状況については、予算現額 2,700,000 円に対し支出済額は 761,443 円で、執行率は 28.2%となっている。

議会費のうち報酬等と総務費のうち基金積立金が減っている。また、諸支出金のうち、議員選挙経費として一般会計へ繰り出しており、前年度の支出済額と比較すると、226,241 円(42.3%)の増となっている。

### 3) 塩屋財産区

単位:円、%

区分 年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
21	2,544,000	2,125,769	0	418,231	83.6
20	3,417,000	3,205,804	0	211,196	93.8
差引増減	△ 873,000	△ 1,080,035	0	207,035	

#### 款別支出済額一覧表(前年度比較)

単位:円、%

区 分	21年度		20年度		増減(C) (A-B)	増減率(D) (C/B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
議 会 費	251,271	11.8	775,646	24.2	△ 524,375	△ 67.6
総 務 費	1,808,498	85.1	2,084,065	65.0	△ 275,567	△ 13.2
諸支出金	66,000	3.1	346,093	10.8	△ 280,093	△ 80.9
予 備 費	0	0.0	0	0.0	0	—
歳出合計	2,125,769	100.0	3,205,804	100.0	△ 1,080,035	△ 33.7

塩屋財産区の主な歳出は議会費と総務費となっている。

その状況については、予算現額 2,544,000 円に対し支出済額は 2,125,769 円で、執行率は 83.6%となっている。

議会費のうち報酬等と諸支出金のうち一般会計繰出金が減少しており、前年度の支出済額と比較すると、1,080,035 円(33.7%)の減となっている。

4) 迫子財産区

単位:円、%

区分 年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
21	3,480,000	2,935,634	0	544,366	84.4
20	3,937,000	3,722,235	0	214,765	94.5
差引増減	△ 457,000	△ 786,601	0	329,601	

款別支出済額一覧表(前年度比較)

単位:円、%

区 分	21年度		20年度		増減(C) (A-B)	増減率(D) (C/B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
議 会 費	1,964,360	66.9	2,029,401	54.5	△ 65,041	△ 3.2
総 務 費	884,274	30.1	1,305,601	35.1	△ 421,327	△ 32.3
諸支出金	87,000	3.0	387,233	10.4	△ 300,233	△ 77.5
予 備 費	0	0.0	0	0.0	0	—
歳出合計	2,935,634	100.0	3,722,235	100.0	△ 786,601	△ 21.1

迫子財産区の主な歳出は議会費と総務費となっている。

その状況については、予算現額 3,480,000 円に対し支出済額は 2,935,634 円で、執行率は 84.4%となっている。

総務費のうち基金積立金と諸支出金のうち一般会計繰出金が減少しており、前年度の支出済額と比較すると 786,601 円(21.1%)の減となっている。

## 7. 財産の状況

各財産区の平成21年度における財産の状況は次のとおりである。

### (1) 土地

単位：㎡

区 分	浜島財産区	南張財産区	塩屋財産区	迫子財産区	合計
前年度末残高	210,413	1,026,123	319,443	1,978,936	3,534,915
決算年度中増減高	0	△ 350	△ 1	△ 9,522	△ 9,873
決算年度末残高	210,413	1,025,773	319,442	1,969,414	3,525,042

※ 決算年度中増減高は、課税台帳再確認により修正した数値である。

### (2) 建 物

単位：㎡

区 分	浜島財産区	南張財産区	塩屋財産区	迫子財産区	合計
前年度末残高	0	276	70	111	457
決算年度中増減高	0	0	0	0	0
決算年度末残高	0	276	70	111	457

### (3) 基 金（財政調整基金）

単位：円

区 分	浜島財産区	南張財産区	塩屋財産区	迫子財産区	合計
前年度末残高	80,093,480	53,163,332	106,687,591	297,178,601	537,123,004
決算年度中増減高	△2,175,612	△416,049	△2,500,648	△2,089,628	△7,181,937
決算年度末残高	77,917,868	52,747,283	104,186,943	295,088,973	529,941,067

※ 浜島財産区については、保有株式 3,520 株 176,000 円を含む。

## む す び

以上が平成21年度志摩市財産区会計の決算書並びに附属書類を審査した概要である。

前年度も述べたが、浜島財産区の土地の貸付並びに貸付収入の未済額について、法令や規則に照らし合わせ、不能欠損処理を適正に行うとともに、地上権設定契約を解除することにより、回収見込みのない地代の発生の防止に尽力されたい。

財産の管理、処分にあたっては、地方自治法第296条の5に規定する財産区運営の基本原則に十分配慮されるとともに、その趣旨である地域住民の福祉増進の達成に向けて、今後とも適正な事業執行に努められたい。

また、基金については、確実かつ有効な運用に留意するとともに金融情勢を的確に把握し、適切な公金管理に努めることを併せて要望する。